

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	太平洋諸島フォーラム(PIF)拠出金	種別	任意拠出金	30年度 予算額	9,970千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	太平洋諸島フォーラム(PIF)事務局						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PIF は、1971年8月、第1回南太平洋フォーラム(SPF)(PIFの旧称)首脳会議がニュージーランドで開催されて以降、大洋州諸国首脳対話の場として発展。現在、オーストラリア、ニュージーランド及び太平洋の島嶼国14か国・2地域(ニューカレドニアと仏領ポリネシア)によって構成される地域機関であり、政治・経済・安全保障など、幅広い分野において域内共通の関心事項の討議を実施。2000年10月総会の決定により、太平洋諸島フォーラム(PIF)に名称を変更。 ・ 1989年以降、日本を始めとする米国、英国、フランス、カナダ、中国などの援助国を中心とする域外国との対話を開始。その後、EU、韓国など17か国が域外国対話に参加。太平洋島嶼国におけるビジネス開発、投資促進、女性の役割向上、ジェンダー主流化、災害に対する強靱性構築等の事業を通じ、太平洋島嶼国の経済的自立や開発を支援することを目的とする。 <p>(2) 拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、PIFが実施する島嶼国間の貿易統合・投資政策、ビジネス開発等のプロジェクトの調査、企画・立案、実施に対して資金を拠出する。特に、太平洋島嶼国における投資促進、女性の役割向上等のニーズを踏まえ、日本の支援効果の高い事業を実施する。本拠出の成果目標として、太平洋島嶼国の持続可能な開発の促進に貢献し、日本とPIFの政策協調の促進、国際交渉の場における共同行動の確保及び経済関係の強化を図る。</p>						
1 専門分野 における 活動の成 果・影響力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太平洋島嶼国・地域は、優先課題(貿易・投資、観光、環境、開発、人材育成、人間の安全保障等)の解決を目標にし、その解決に貢献する事業を実施している。2017年については、「潜在的な経済成長を引き出す強靱な民間部門構築」に係る事業が申請された。これは2015年の第7回PALMで発表した重要分野の1つである「貿易・投資・観光」の促進に資するものであり、また島嶼国首脳により設定された枠組みに沿った取組であり、島嶼国の自主的・持続的な発展の促進を図る上で有意義なプロジェクトである。 ・ なお、議長国は加盟国が1年ごとに持ち回りをし、PIF事務局が議長国とともに総会を始めとする関連会議を現地にて開催する等により、加盟国は地域の関係強化及び地域の課題への対処に取り組んでいる。 ・ PIFのメンバーは、前述の島嶼国他がメンバーである小島嶼開発途上国(SIDS)及び小島嶼国連合(AOSIS)の主要メンバーとしても活動しており、2017年6月にフィジーが国連主催の海洋に関するSDGs(持続可能な開発目標)14の国際会議の議長をスウェーデンとともに務め、2017年11月の気候変動枠組条約の締約国会議の議長をフィジーが務めた。PIFは加盟国が国際会議を主導することを機関として支持している。 ・ PIFは太平洋SDGsタスクフォースを設置し、太平洋SDGsロードマップの最終案を2017年9月までに策定した。 ・ PIF事務局は、ホームページにおいてPIF加盟国及び事務局の活動を積極的に広報しており、関連文書もライブラリー形式で掲載している。 ・ 2017年度の拠出においては、強靱な民間部門構築を支援するための取組が実施されている。なお、同取組には、PIFやPIPSO(2005年に経済大臣会合で民間企業の利益を代表する団体として設立された。)によるフォーラムやワークショップ等における民間との対話や支援の実施、農業ビジネスにおける女性や若者のエンパワーメントに焦点を当てた民間セクターへの技術的支援等の実施等が含まれる方向である。 ・ 日本は、1997年以降、3年に1度の頻度でオーストラリア、ニュージーランドを含む全てのPIF加盟国をメンバーとするPALMを開催しており、併せてPIF事務局も招待することにより、個々の太平洋島嶼国との関係強化を図るとともに、PIFを通して地域全体の連携を強化している。更にPIFの域外国メンバーとして、PIFに対する拠出金を通じ、太平洋島嶼国のニーズに合った投資促進、ビジネス開発など各種プロジェクトを支援し、島嶼国の経済的自立等における日本の貢献を島嶼国に対して示している。 						
2 組織・財 政マネジ メント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部監査 対象年度：2016年、実施主体：KPMG、報告・提出月：2017年5月、結果及び対応：特段の指摘事項なし ・ 財政状況の報告 報告・提出月：2017年5月(2016年度) ・ 日本のPIFに対する拠出金については、5「PDCAサイクルの確保等」のとおり、事業案の精査、承認、実施状況のモニタリング、評価、改善等を実施することでPDCAサイ 						

	<p>クルを確保し、PIF 事務局の財政マネジメントの向上に一定の貢献を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、日本は PIF の正規加盟国ではないため、組織全体の予算に関して組織（事務局）に対して直接影響力を行使することには限度がある。 ・執行済予算の内容は、ホームページへの掲載により対外公表しており、加盟国でない日本を始めとする域外国対話のメンバー国も会計報告を入手できる。さらに、毎年開催される域外国対話において財政状況を含めた PIF の活動報告がなされている。 						
<p>3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PIF は、太平洋島嶼国 14 개국・2 地域（ニューカレドニア、仏領ポリネシア）に、オーストラリア及びニュージーランドが参加する唯一の包括的な地域的取組であり、日本の対大洋州外交で最も重視すべき地域機構。日本は、1989 年から PIF の域外対話国として議論に参加するとともに、本件拠出金を通じて PIF との関係を強化し、また PIF の取組を支援しているが、特に近年は、外交政策を含め、太平洋島嶼国の政策立場の調整に関して PIF は急速に影響力を高めており、太平洋・島サミット（PALM）の準備過程でも重要な役割を担っている。 ・PALM においては、毎回成果文書としての首脳宣言を發出しており、2018 年 5 月の首脳宣言では、日本の島嶼国に対する支援策を表明するとともに、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の理念の共有と同戦略の下での日本の関与、自由で開かれた持続可能な海洋に関する協力の推進、国際場裡での協力（PALM として初めて首脳宣言において北朝鮮問題に関する文言が盛り込まれ、日本の国連安保理常任理事国入りの支持についても表明等）等につき、島嶼国の支持が表明された。 ・また、PIF の加盟国は、日本にとって様々な国際的な選挙における安定的な支持基盤であり、国際交渉の場における日本の外交プレゼンスの向上に貢献していることをきわめて高く評価していることは、毎年国連総会の機会に内閣総理大臣が太平洋島嶼国を対象とする会合を開催してきたことにも現れている。 ・さらに、PIF の関連機関であるフォーラム漁業機関（FFA）は、水産資源等の天然資源の有用な供給国である島嶼国の政策を左右する重要な機関であり、日本にとって極めて重要な漁業資源を確保するためにはその動向を注視する必要がある。 ・日本は、PIF の域外対話国として、PIF で行われる政治、経済、安全保障等に関する議論に参加しているが、本件拠出金は、PIF の事業を支援することで、同対話の場における日本の発言力及びプレゼンスを確保する上で極めて重要な役割を果たしている。具体的な成果は上記 1 のとおり。 ・PALM プロセスや域外国対話等での意見交換を通じ、日本として重視する人権等基本的な価値は PIF のコミュニケ（声明書）にも反映されている。本件拠出金については、予め日本と使途について協議し、日本の意見を反映させている。 ・日本は太平洋島嶼国との二国間会談などを通じ各国との関係強化を図りつつ、日本が 1997 年から 3 年毎に主催する PALM において PIF の協力を得ることで、日本と島嶼国共通の関心事等につき議論を行い、成果を首脳宣言として発表して多国間での関係強化も図っている。 ・日本は、PIF に対する日本の発言力・影響力を確保するために、PIF 域外国対話に政務レベルのハイレベルが出席してきている。PIF 域外国対話に参加するため、2017 年 9 月には堀井巖外務大臣政務官（総理特使）がサモアを訪問するなど、例年政務レベルが PIF 域外国対話に出席（なお、2018 年 9 月にはナウルで域外国対話が実施予定。） ・PALM のほか、中間閣僚会合や、2014 年以降、国連総会の機会に日本・太平洋島嶼国首脳会合を開催し、PIF の事務局長も参加し、意見交換を実施してきた。 ・本件拠出は基本的に太平洋島嶼国地域の域内企業を支援する一方、2018 年 5 月の PALM では、日本企業と同地域の経済関係強化に係る協議がなされた。 ・PIF と日本は、太平洋島嶼国と日本との間の貿易・投資・観光促進のため、南太平洋経済交流支援センター（太平洋諸島センター、SPEESC）を設けており、同センターの理事会を毎年 PIF 事務局のあるフィジーと日本で交互に開催している。同理事会は基本的にセンターの運営についてのものであるが、同機会に PIF への拠出金についても協議を行っており、実施案件の決定や適切な拠出金管理について働きかけており、日本の意向を反映させている。 						
<p>4 日本人職員・ポストの状況等</p>	<p>加盟国等の数</p>	<p>全職員数 （専門職以上。以下同じ。） （2017 年 12 月末時点）</p>	<p>うち、 日本人職員数</p>	<p>うち、 日本人幹部職員数</p>	<p>日本人職員の比率 （2017 年 12 月末時点）</p>	<p>日本人職員数 （前年同時期）</p>	<p>日本人幹部職員数 （前年同時期）</p>
	<p>16 개국と 2 地域</p>	<p>約 100</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0%</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
<p>・太平洋島嶼国の地域機構として、PIF 事務局の職員の国籍は加盟国に限定されており、日本は PIF の域外国であることから、日本人職員が採用される余地はない。</p>							
<p>5 P D C</p>	<p>PLAN</p>	<p>PIF から事業案申請が提出され、外務本省にて、同案が、太平洋島嶼国・地域における優先課題（貿易・投資、観光、環境、開発、人材育成、人間の安全保障等）</p>					

Aサイクル の確保等		の解決のために資する事業であるか等を精査し、必要に応じ内容を修正した上で承認。
	DO	PIF との意見交換・協議及び在外公館による現地視察・事業関連の各種会合等により、事業の実施状況を適切にモニタリング。
	CHECK	PIF から事業終了後に提出される最終報告書及び全体予算の執行に係る外部監査の結果と財政状況の報告書を日本政府が確認し、プロジェクトが当初の計画どおり実施され、上記優先課題解決の観点から初期の成果を上げているか評価。
	ACT	日 PIF 域外国対話を始めとする定期会合及び在外公館における各種意見交換・協議の機会を利用し、本拠出金の効果的な利用、事業の在り方等について改善策を求めて意見交換・協議。
	・日本からの拠出金は、一般会計に組み入れられるため、日本からの拠出金のみを特定することはできない。	
担当課室名	大洋州課	